

対象国の条件 : 国際課税の法制度、執行能力が、一定以上のレベルに達しているアジア国

研修コース番号 : 201984617-J002

案件番号 : 201984617

主分野課題 : 経済政策/その他経済政策

副分野課題 :

使用言語 : 英語

案件概要

本研修は、国際課税調査事務に従事する国税当局職員を対象とし、国際課税に関する講義・討議・レポート作成等を通じて研修員の国際課税に関する知見の習得を支援し、もって参加各国の適正な国際課税の執行に寄与することを目的としている。本研修は国際課税に関する知識・技能を習得することを希望するアジア諸国からのニーズを受け、国際課税ルールに関する各国共通の認識を醸成することを念頭に、平成19年から実施されている。

目標/成果	対象組織/人材
<p>【案件目標】 本研修を通じて習得した適正な国際課税にかかるルール・制度および税務行政のあり方についての知識・教訓が研修員の帰国後、参加各国の税務当局において共有される。</p> <p>【成果】 1. 国際課税に関する基本的なルール・制度が説明できる。 2. 国際課税の諸制度に関する専門的知識が身につけられ説明できる。 3. 国際課税の適正執行に必要な実務が説明できる。 4. 国際課税の適正執行の実現における自国の課題が説明できる。 5. 本邦研修を通じて整理・習得した国際課税にかかるルール・制度および税務行政についての知識・教訓を帰国後、関係部署において共有するための計画が立案できる。</p>	<p>【対象組織】 国税当局（関税部門を除く）</p> <p>【対象人材】 1. 国税当局において国際課税調査事務に従事している（または過去3年間に従事した）中堅職員であること 2. 国際課税の分野において十分な調査事務経験を有すること 3. 討議、レポート作成および発表のための十分な英語の読解および会話能力があること（TOEFL (CBT) 213以上）</p>

内 容			
<p>【事前活動】 研修員の職務内容ならびに自国の国際課税分野の現況および課題についてジョブレポート作成、各国の国際課税事例レポート作成、および各国の国際課税制度・税務行政にかかるレビュー等の事前学習</p>	<p>本邦研修期間</p>	2019/5	
<p>【本邦研修】</p>	<p>担当課題部</p>	産業開発・公共政策部	
<p>1. 国際課税の概要、租税条約、非居住者課税、相互協議、情報交換についての講義 2. 移転価格課税、事前確認制度、国際的租税回避についての講義 3. 地方国税局及び税務署等の視察 4. 事前活動において作成したジョブレポートおよび各国の国際課税事例の発表・討議 5. 研修内容をふまえ自国の税制・税務行政に対する改善提案の作成・発表</p>	<p>所管国内機関</p>	JICA東京（産業公共）	
<p>関係省庁</p>			
<p>実施年度</p>	2019～2021		

<p>主要協力機関</p>	調整中
----------------------	-----

<p>特記事項 及び ホームページ</p>	
--------------------------------------	--